

令和3年2月19日

電気工事士技能試験判定員の追加募集について

一般財団法人 電気技術者試験センターは、電気工事士技能試験判定員の追加募集を次のとおり行います。

(1) 募集受付期間 令和3年3月31日まで

(2) 募集地区 地区は次のとおり

北海道	北見市(電気工事または電気保守管理業務の経験者等)
東北	福島県(10名程度)、青森県及び山形県(若干名)
関東	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、群馬県、栃木県、茨城県で合計15名程度
中部	長野県(長野市近辺)、岐阜県(飛騨地方を除く)、静岡県、愛知県、三重県(津市または近辺)
北陸	富山県、石川県
関西	和歌山県(和歌山市または近辺)、京都府(京都市または近辺)、大阪府、兵庫県、奈良県、滋賀県で合計10名程度
中国	島根県、広島県、山口県
四国	香川県、愛媛県、高知県
九州	宮古島市、石垣市

(3) 業務内容 電気工事士技能試験の判定業務

(4) 勤務地 主に採用地区の技能試験会場

(5) 勤務日 技能試験実施日(最大5日/年であるが地域により1日/年となることもある)、研修日、その他当試験センターが必要と認める

	技能試験実施日	試験種類
1	令和3年 7月17日(土)	第二種電気工事士上期技能試験
2	令和3年 7月18日(日)	
3	令和3年12月12日(日)	第一種電気工事士技能試験
4	令和3年12月18日(土)	第二種電気工事士下期技能試験
5	令和3年12月19日(日)	

○研修日 1日(各地区の応募状況により実施日を決定します)

(6) 判定員手当 28,000円/判定業務1日当たり
研修受講者には、研修手当を別途支給します。

(7) 旅費交通費 別途支給します。

(8) 保険等 労働災害保険を適用します。
なお、当センターの加入している社会保険の対象にはなりません。

(9) 応募資格 次の①から⑤の条件を全て満たす者

①	第一種電気工事士である者等、技能試験判定員の要件(電気工事士法施行規則第13条の7第3号)(P4参照)のうち、いずれかに該当する者
②	技能試験日当日、各地区の担当試験会場において技能試験判定員として従事できる者であって、当センターの研修を受講できる者
③	判定員業務に耐えうる健康を有する者(1年以上従事できる者)であって、満65歳位までの者
④	国家試験の判定員として相応しい人格を有し、守秘義務を遵守できる者
⑤	マイナンバーが記載されている、通知カード(コピー)、個人番号カード(表・裏ともコピー)、住民票の写し(個人番号が記載されているものに限る)のうち、いずれか1つを提出できる者(後日提出していただきます)

※勤務先によっては就業規則に「兼業禁止」「二重就業の禁止」を規定している場合がありますので、事前に確認をしてから応募願います。

(10) 応募方法 当センターのホームページ上の下記、電子ファイルに活字で入力し、書類毎の提出形式に従って、そのファイルを当センターにメールで送付してください。なお、応募書類は返却しません。
応募書類の個人情報につきましては、採用選考及び判定員選任業務以外の目的には利用しません。

	提出書類	提出形式
1	技能判定員略歴書(写真貼付)	Excel
2	実務経歴証明書	Word
3	振込口座指定書兼最寄り駅通知書	Excel
4	技能試験判定員の要件を満たすことを証する書面(免状の写し等)	PDF
5	同意書	PDF
6	課題(練習問題)	PDF

※略歴書の写真をお忘れ無きよう願います(写真はExcelファイルに「画像の挿入」等の機能を使用し、貼り付けた上で提出ください)。

※同意書は「氏名」は直筆し、押印後にPDFに変換してください。

(11) 選考方法 ①書類選考

※結果の通知が4月12日までに届かない場合は、4月16日までに電話にてご連絡ください。)

②課題選考(上記、練習問題)

③面接試験(面接選考)

面接試験の日程及び試験地は、①及び②の合格者に対し通知
④研修会(研修選考)

研修会の日程及び試験地は、上記③の結果通知の際に通知
※新型コロナウイルス感染拡大により、選考の予定を変更する場合があります。

(12) 応募先及び問い合わせ先

〒104-8584

東京都中央区八丁堀二丁目9-1(RBM東八重洲ビル8F)

一般財団法人電気技術者試験センター 試験業務部

電話 03-3552-7651 FAX 03-3552-7838

メール hantei@shiken.or.jp (書類の提出はメールのみとなります)

(13) 一般財団法人 電気技術者試験センターホームページ

<https://www.shiken.or.jp/>

(注) 技能試験判定員の要件(電気工事士法施行規則第13条の7第3号)は別紙のとおりです。

以 上

技能試験判定員の要件

1. 技能判定員の要件（電気工事士法施行規則第13条の7第3号）

- イー1 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において電気工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者
- イー2 学校教育法による専修学校の専門課程において電気工学に関する学科を担当する教員の職にあり、又はあった者
- イー3 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による高等学校教諭の専修免許状を有する者であって、学校教育法による高等学校において電気工学に関する学科を担当する教諭の職にあり、又はあった者
- イー4 電気工作物検査官の職にあり、又はあった者
- ロ 第1種電気工事士である者
- ハ 第2種電気工事士であって、電気工事に関する業務に5年以上従事した経験を有する者
- ニ 電気事業法第44条第1項第1号の第1種電気主任技術者免状、同項第2号の第2種電気主任技術者免状又は同項第3号の第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者であって、電気技術に関する業務に5年以上従事した経験を有する者
- ホ 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校又は旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校において電気工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、電気技術に関する業務に5年以上従事した経験を有する者
- へ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第28条による職業訓練指導員免許（免許職種が電気工学科であるものに限る。）を受けている者（平成5年3月31日までに免許職種が電気科の職業訓練指導員免許を受けている者及び同法附則第6条第1項の規定により職業訓練指導員免許を受けたとみなされた者（免許職種が電工であるものに限る。）を含む。）
- ト イからへまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

2. その他の要件

- ① 試験センターの指定する研修を受講できる者
- ② 判定員業務に耐えうる健康を有する者（1年以上従事できる者）であって、満65歳位までのもの
- ③ 国家試験の判定員として相応しい人格を有し、守秘義務を遵守できる者
- ④ マイナンバーの写し等の必要書類を提出できる者

以 上

技能試験判定員の要件に該当する旨を証する書類について(補足説明)

○要件 イー 1. 2. 3. 4 に該当する場合の提出書類

各項目に該当する場合の提出書類は、以下のとおりです。

要件項目	提出書類
イー 1	電気工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授（旧：助教授）の職にある（あった）ことを証する学校長の証明書（コピー不可）または、同職の辞令等（写）
イー 2	電気工学に関する学科を担当する教員の職にある（あった）ことを証する学校長の証明書（コピー不可） または、同職の辞令等（写）
イー 3	電気工学に関する学科を担当する教諭の職にある（あった）ことを証する学校長の証明書（コピー不可） または、同職の辞令等（写）
イー 4	電気工作物検査官の職にある（あった）ことを証する辞令等（写）

なお、イー 3 でいう教員職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）による高等学校教諭の専修免許状とは、旧法では下表右欄の免許状となり、高等学校教諭一級普通免許状がこれに該当します。

免許状の種類（平成元年 4 月 1 日以降）	免許状の種類（平成元年 3 月 31 日以前）
高等学校教諭専修免許状 ※高等学校教諭一種免許状は不可	高等学校教諭一級普通免許状 ※高等学校教諭二級普通免許状は不可

○要件 ロ、ニ、ホ、へに該当する場合の提出書類は、以下のとおりです。

要件項目	提出書類
ロ	第 1 種電気工事士免状の写し(電気工事士法第 4 条の 3、講習受講記録欄を含む)
ハ	第 2 種電気工事士免状の写し及び実務経歴証明書(電気工事に関する業務 5 年以上)
ニ	第 1・2・3 種電気主任技術者免状の写し及び実務経歴証明書(電気技術に関する業務 5 年以上)
ホ	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校若しくは旧専門学校令または旧中等学校令による実業学校で電気工学に関する課程を修めた卒業証明書の写し及び実務経歴証明書(電気技術に関する業務(電気実習) 5 年以上)
へ	職業能力開発促進法第 28 条による職業訓練指導員免許(免許職種が電気工学科であるもの)の写し